

# 決算剰余金の使途について

＜令和7年11月 山口県国民健康保険運営協議会＞

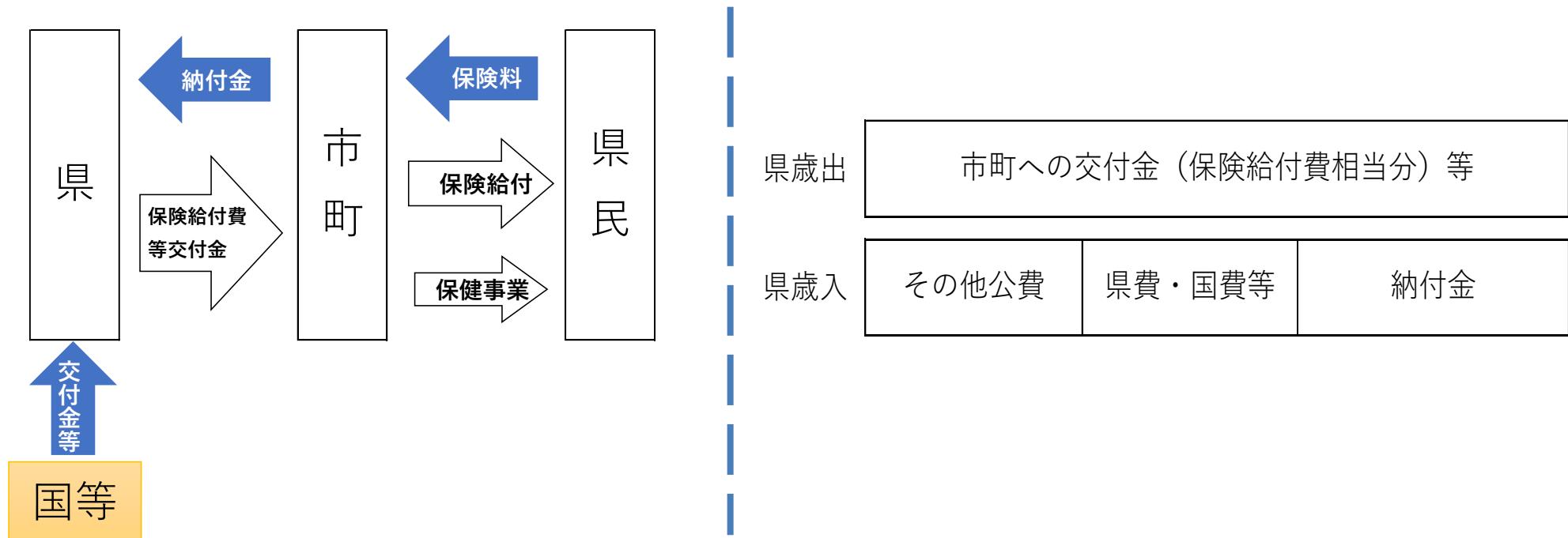
# 国民健康保険特別会計の概要

○国民健康保険に係る会計については、

- ・保険料（税）と国庫負担金等の特定の収入を財源とし、保険給付を主とする特定の支出に充てるものであること
- ・県の事務事業のなかにおける独立した事業として、企業的計算に準じる方法で経済性の発揮を考慮すべきものであること

から、一般の収入・支出と区別して経理する必要があるため、国民健康保険法第10条により、特別会計を設けることとされている。

## 【国保財政の概要】



# 令和6年度決算剰余金(精算後)

令和6年度の本県国民健康保険特別会計において、約35億円の決算剰余金(精算後)が発生する見込。

## ＜令和6年度 本県国保特会 決算見込＞

単位：円

歳 入	歳 出
事業費納付金	35, 851, 162, 183
国庫支出金	35, 539, 454, 822
支払基金交付金	55, 286, 741, 594
一般会計繰入金	7, 365, 994, 245
その他	5, 635, 436, 937
計 (a)	139, 678, 789, 781
	計 (b)
	133, 928, 502, 952

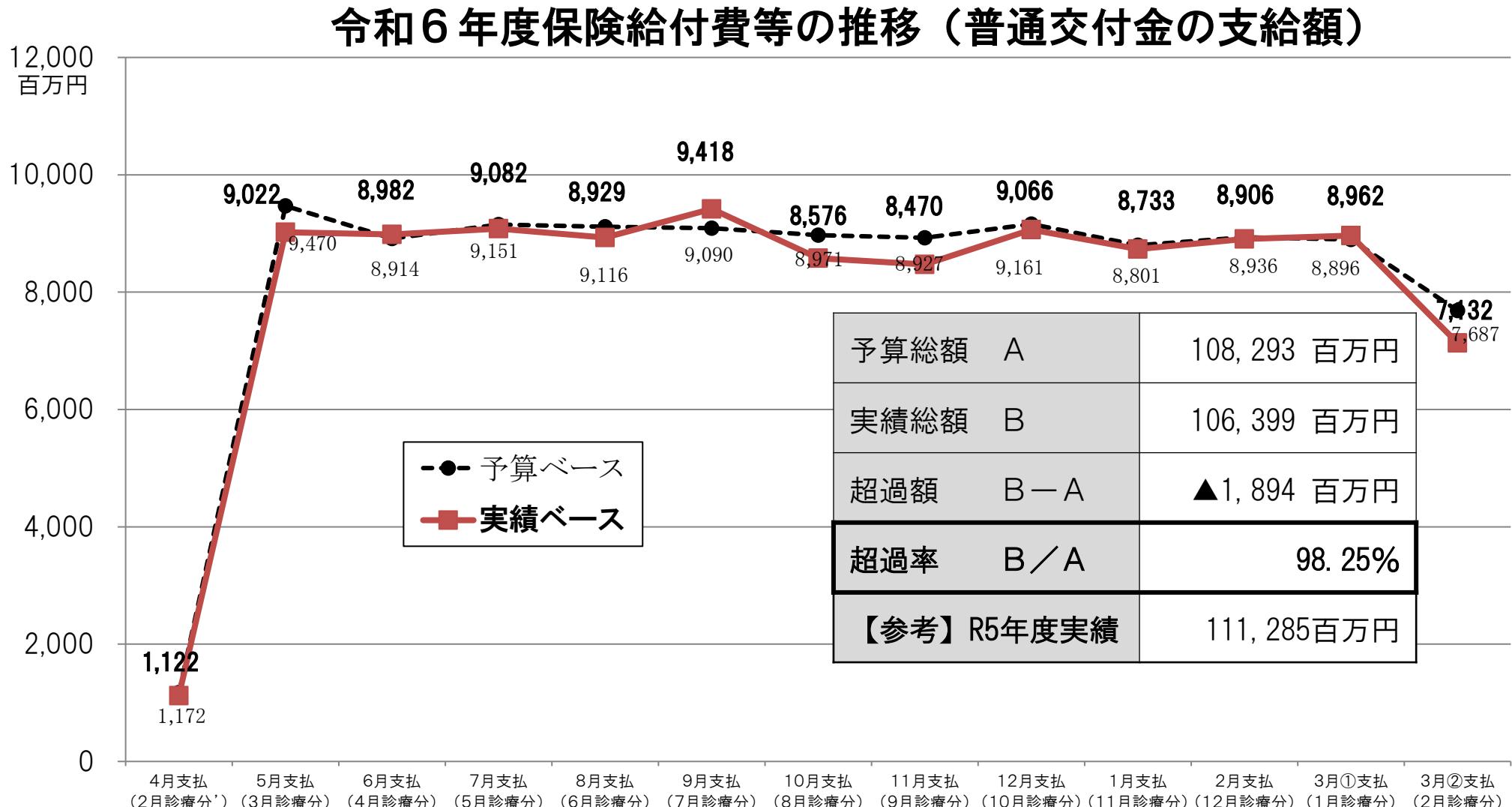
決算剰余金・精算前 (a - b)	5, 750, 286, 829
-------------------	------------------

精算額 (c)	2, 240, 037, 123
⇒R7年度国保特会の歳出財源として充当する額	R6療養給付費等負担金精算額（見込） 332, 223. 983
	R6特定健診・特定保健指導推進事業精算額 41, 434, 000
	R5保険者努力支援交付金（事業費連動分） 219, 274, 000
	R6高額医療費負担金精算額等 28, 190, 140
	普通調整交付金精算額等 18, 915, 000
	財政安定化基金積立金 1, 600, 000, 000

決算剰余金・精算後 (a - b - c)	3,510,249,706
-----------------------	---------------

# 令和6年度決算剰余金の主な発生理由

- 令和6年度の保険給付費（普通交付金）が予算を下回ったことによる。
- 令和5年度までの剰余金の残額 等



# 令和6年度決算剰余金の使途についての考え方(案)

## 令和6年度決算剰余金の使途についての考え方（案）

決算剰余金の使途の基本的な考え方は以下のとおり。

### I R7年度末決算等に備えた留保財源

- 年度末における保険給付費の急騰等に備えた留保財源として活用する。

### II 国保財政安定化基金（財政調整事業分）への積立財源

- 将来の事業費納付金の著しい上昇抑制などに備えるため国保財政安定化基金（財政調整事業分）に積み立てる。

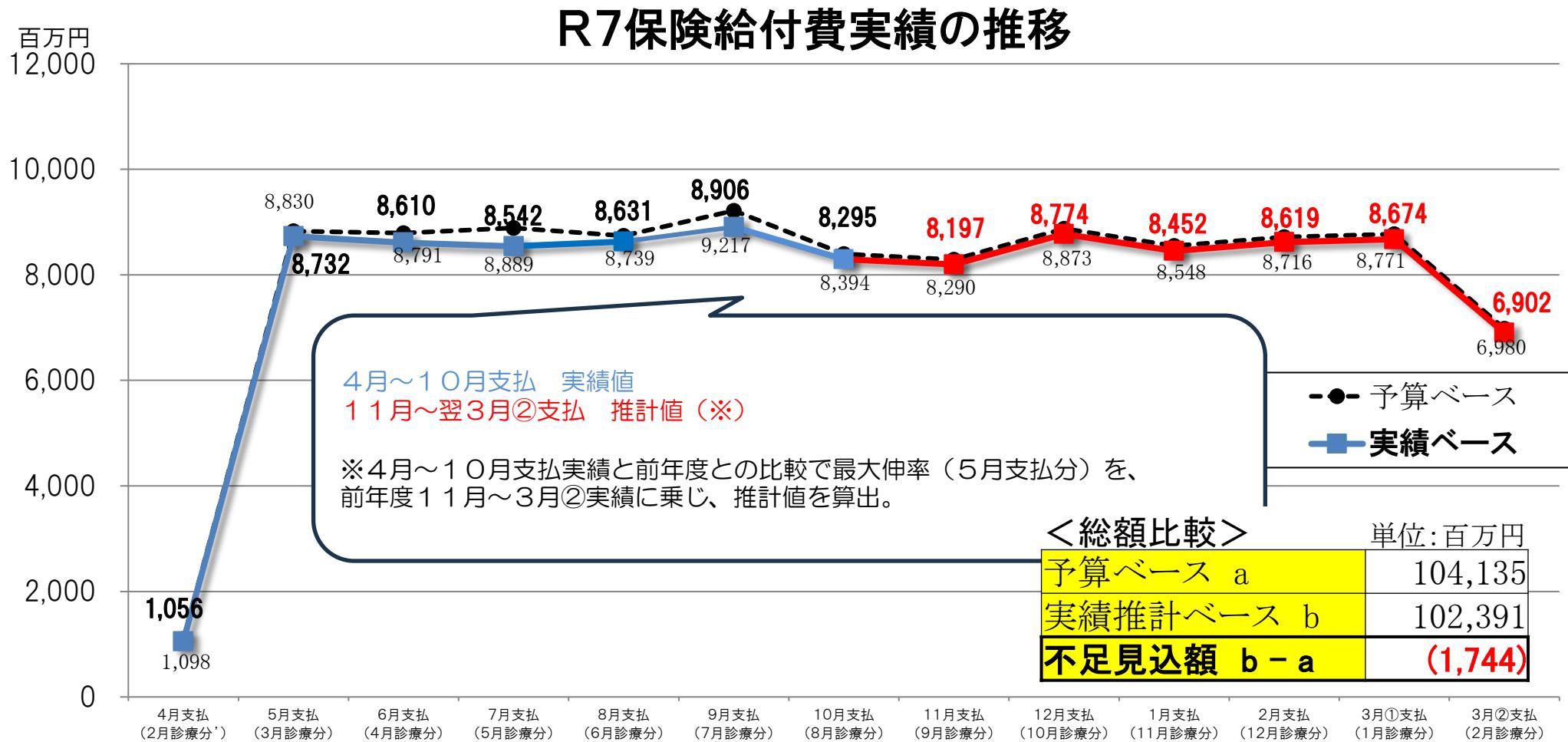
### III R8年度事業費納付金に係る急増回避財源

- 次年度の事業費納付金の急増回避として活用する。

⇒ 事業費納付金の急増回避対策としてはⅡの基金による対応を原則とするため、  
基本的にはこの活用方法はとらないこととする。

# I 令和7年度保険給付費の動向

- これまでの実績はおおむね当初予算の範囲内での推移となっている。
- 一方で、下半期の医療費は、感染症等の動向も含め不透明



※1 予算ベースは、R7予算年間総額をR6各月実績ベースに基づいて各月按分することで算出している。

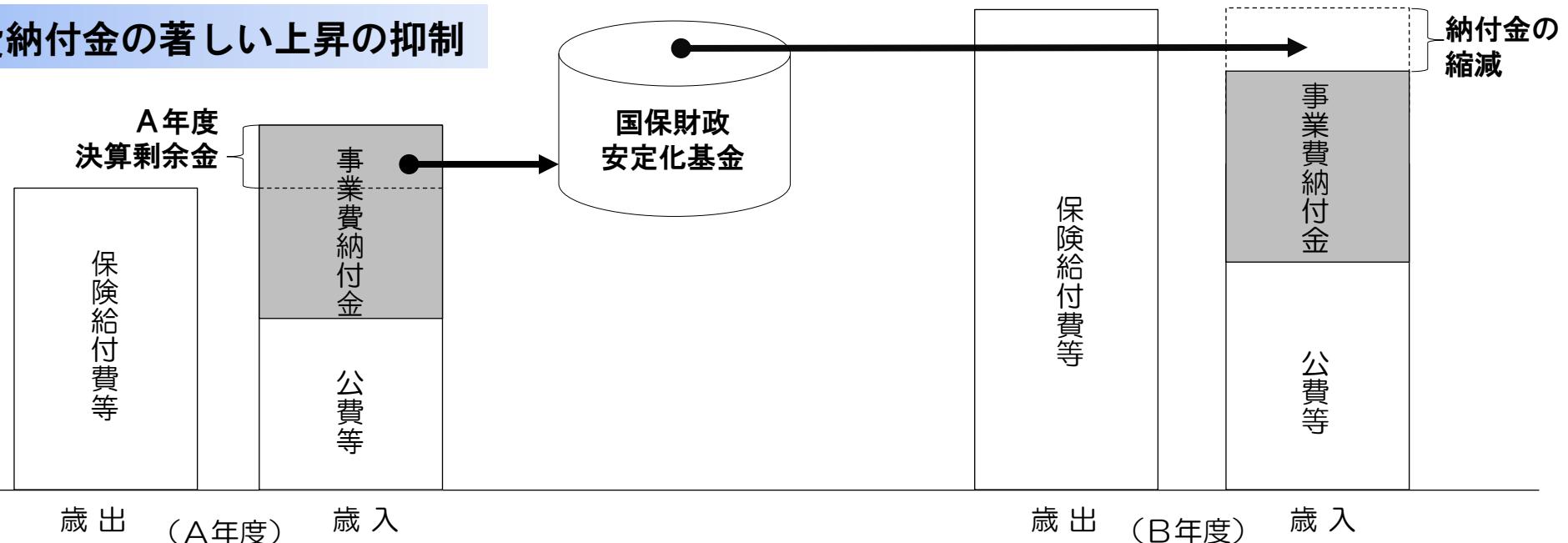
※2 4月支払は主に前年度2月診療分のうち柔道整復・現物高額のみ、3月②支払は当年度2月診療分のうち柔道整復・現物高額を除く額となるため、他の月と比較して額が小さくなる。

⇒ 上半期は予算内の推移だが、下半期の保険給付費の高騰に備え、剰余金のうち(15億円:昨年度並み)は留保財源として活用したい

## Ⅱ 国保財政安定化基金(財政調整事業分)への積立て

- 国保法改正により、令和4年4月から国保財政安定化基金の使途に「年度間の財政調整目的」が追加された。
- 将来の事業費納付金の著しい上昇の抑制に備えるため、また、保険給付費が高騰した際の備えとして、国保財政安定化基金（財政調整目的）への積立てを検討。

### 事業費納付金の著しい上昇の抑制



今後の医療費の動向を踏まえ、留保財源としての活用が不要と見込まれる部分を、  
国保財政安定化基金（財政調整事業分）に積み立てることとした。  
※ Iで活用した残額（20億円）を基金積立額とした。

## 【参考:国保財政安定化基金の残高及び活用実績】

区分		使途	残高 (R7.4.1)	活用実績 (R6末)	原資
本体基金	貸付事業 (対市町)	収入減による市町不足額への貸付			
	交付事業 (対市町)	災害等特殊事情による不足額への交付	21.1億円	0億円	国庫10/10
	繰入事業	保険給付費の増による県不足額への繰入			
財政調整事業	繰入事業	事業費納付金の上昇抑制等	33.3億円	1.3億円	各年度の剩余金
計		—	54.4億円	1.3億円	—

※ 財政調整事業分は、令和7年度末に1.3億円を活用予定

# 令和6年度決算剰余金の使途(まとめ)

## 令和6年度決算剰余金の使途（案）

令和6年度の本県国保特会決算の結果発生した決算剰余金（約35億円）の使途については、

①約15億円を令和7年度末決算に備えた留保財源

②残額20億円を基金に積み立て

としたい。

※今後の医療費の動向により、①の額が不足すると見込まれる場合は、②の予定額を①に流用することとし、それでもなお不足する場合は、財政安定化基金のうち「財政調整事業分」⇒「本体基金」の順で取崩し、保険給付費の支払に充てることとしたい。

### 【今後の取扱いについて】

決算剰余金の使途は、国保財政安定化基金等を含め、保険料水準の統一に向けた状況や市町との協議等を踏まえながら、検討していくこととしたい。

# 子ども・子育て支援金導入に伴う 事業費納付金の算定について

<令和7年11月 山口県国民健康保険運営協議会>

# 事業納付金の算定方法の改正目的

## <背景>

令和6年度の子ども・子育て支援法の改正により、令和8年度から、社会保険診療報酬支払基金に対して、各医療保険者に、子ども・子育て支援納付金を納付する義務が課せられる。



…当該財源を確保するために

県は、市町から徴収している事業費納付金に、子ども・子育て支援金分を加えて徴収するものとされており、県条例を改正する必要がある

今年度中に県条例を改正

# 子ども・子育て支援金の概要①

令和8年度から、こども・子育て世帯向けの給付事業に充てるため、全国の医療保険者ごとに、医療保険負担総額、加入者数等により按分して拠出するとされている

こどもまんなか  
こども家庭庁

## 子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。

### 1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。

図：支援納付金の流れ

```
graph LR; 支援納付金[支援納付金] --> 医療保険者[医療保険者]; 医療保険者 -- 賦課 --> 被保険者事業主[被保険者事業主]; 被保険者事業主 -- 納付 --> 支援納付金; 支援納付金 -- 納付 --> 国支払基金[国(支払基金)]
```

【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ①児童手当（R6.10～）
- ②妊婦支援給付金（R7.4～）
- ③④出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）
- ⑤こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～）
- ⑦子ども・子育て支援特例公債の償還金等

※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。  
※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。  
※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。

☆こども一人当たり平均の給付改善額（高校生年代までの合計）は約146万円

### 2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。

- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

### 3. 改正法附則（経過措置・留意事項）

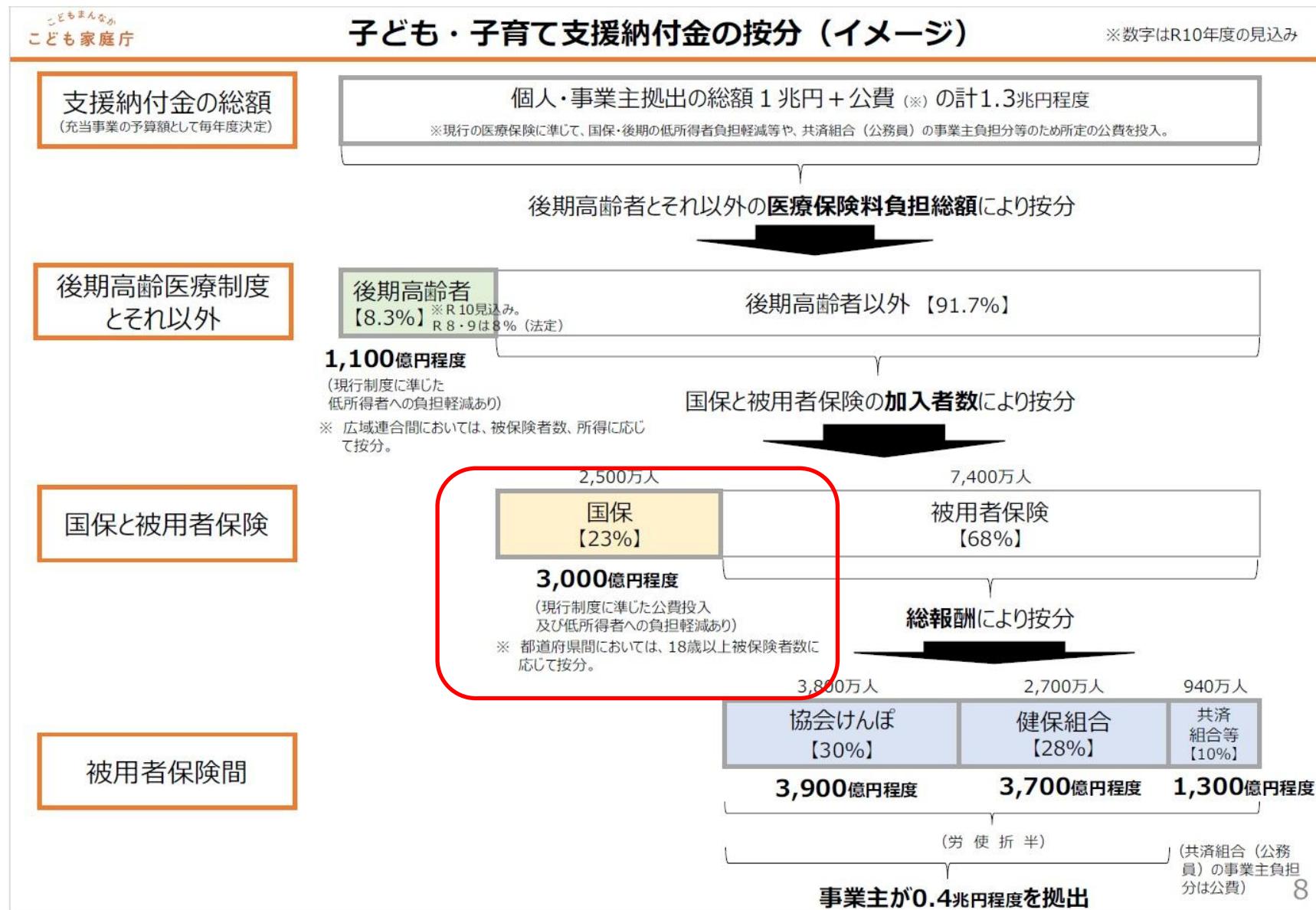
- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保障負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。
$$\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}}$$
- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）

※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額（見込み）は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計

```
graph TD; A[子ども・子育て支援納付金（総額）] --> B[保険料負担に応じて按分]; B -- "※令和8・9年度は、8:9:2" --> C[後期高齢者]; B --> D[その他（現役世代）]; C --> E[加入者割]; D --> E; E --> F[国民健康保険]; E --> G[被用者保険]; F --> H[総報酬割]; G --> H; H --> I[健保組合]; H --> J[協会けんぽ]; H --> K[共済組合]
```

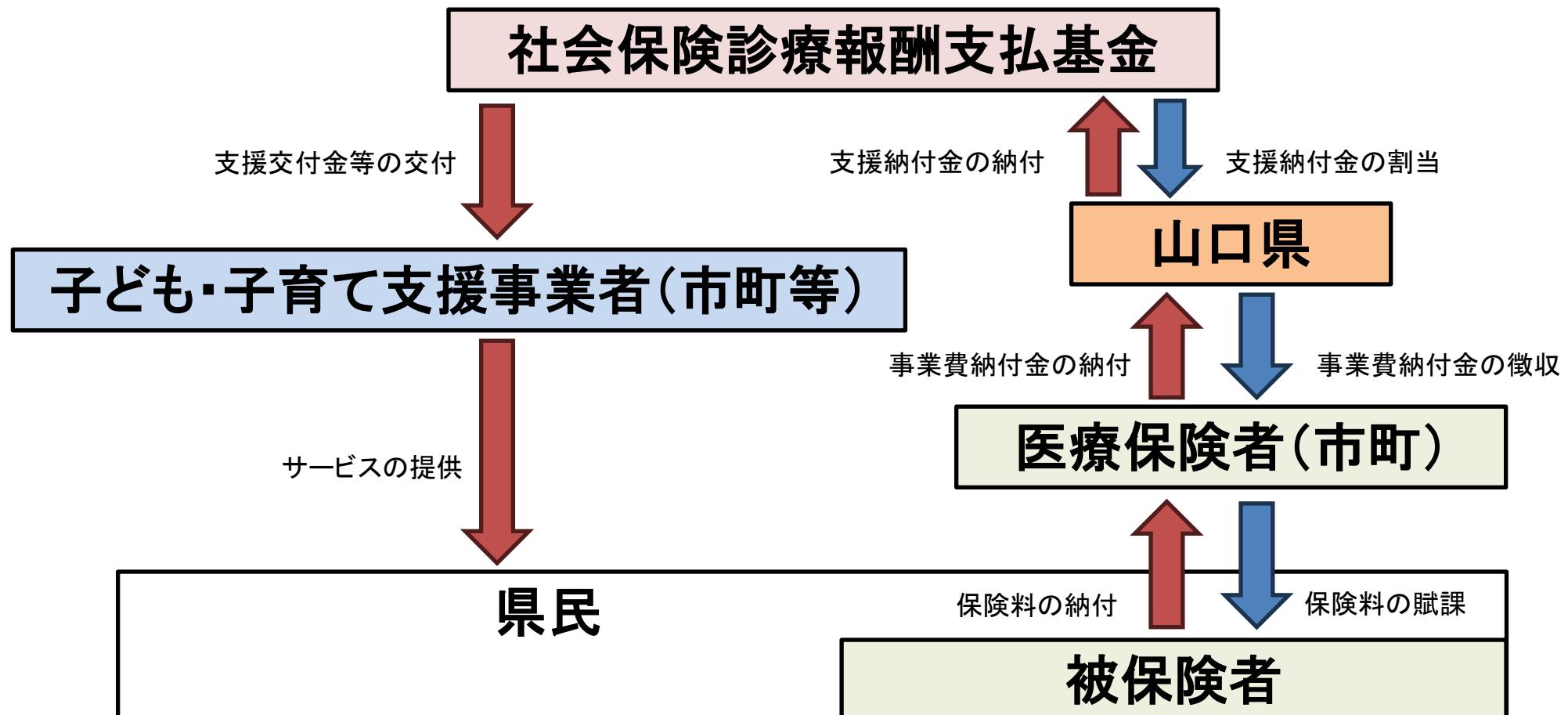
# 子ども・子育て支援金の概要②

国保分(3,000億円程度)を各都道府県の18歳以上被保険者数に応じて按分され、その割り当てられた子ども・子育て支援納付金を社会保険診療報酬支払基金へ支払うこととなる



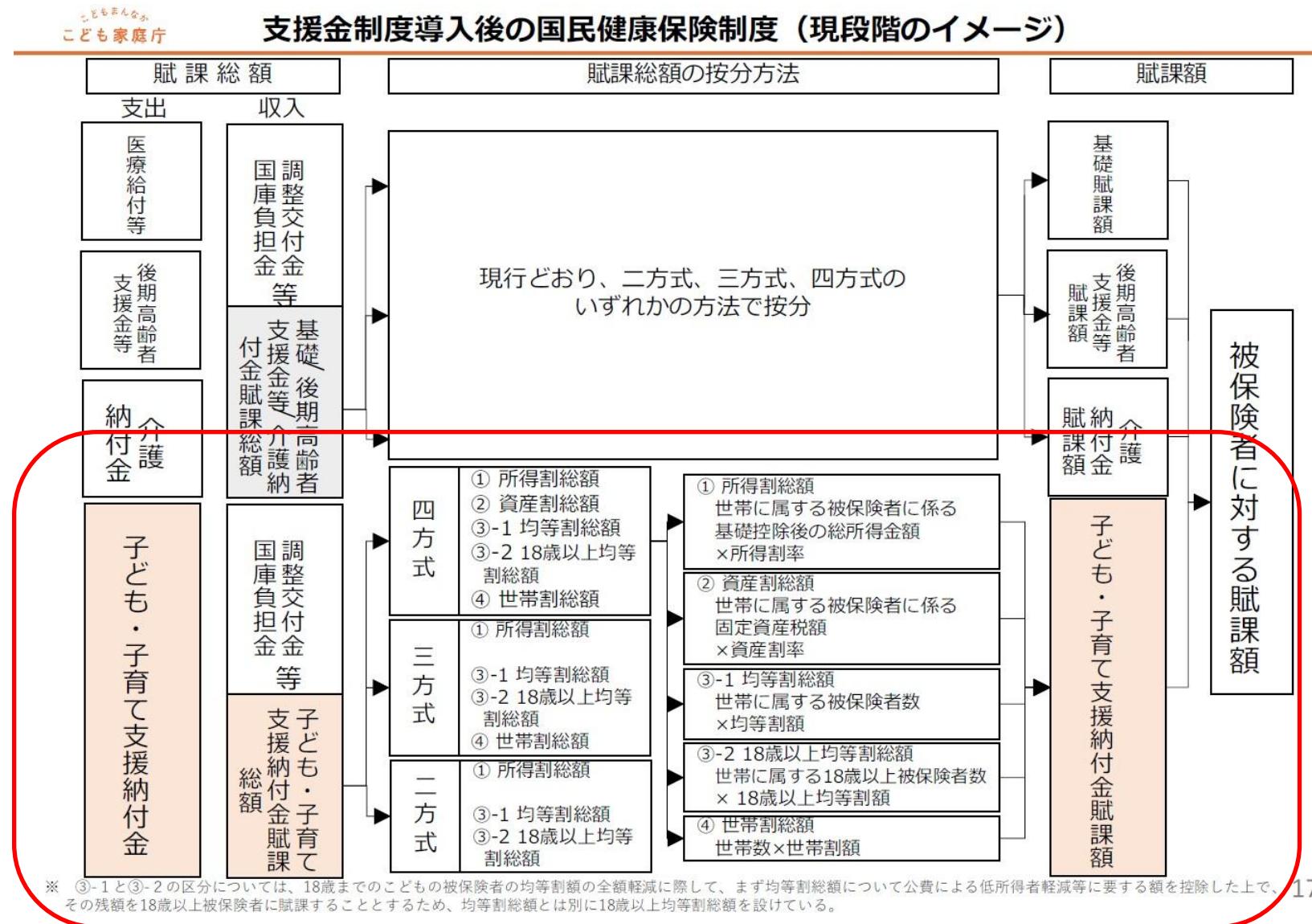
# 子ども・子育て支援金の概要③

県は、その割り当てられた子ども・子育て支援納付金(以下「子ども分」という)の財源を確保するため、これまでの医療分、後期分、介護分に加えて、子ども分に係る事業費納付金を市町から徴収することとなる



# 子ども・子育て支援金の概要④

市町は、県へ支払う子ども分に係る事業費納付金の財源を確保するため、新たに、子ども分の保険料(税)を徴収することになる



# 事業納付金の算定方法の改正

## 【これまでの市町との協議状況】

令和8年度の事業費納付金から、従前の医療分、後期分、介護分に、「**子ども・子育て支援納付金分**」を追加するにあたり、医療分等の計算と同様に、**①算定方式、②応能割・応益割の割合、③均等割・平等割の割合を県条例により定める必要があるため**、以下の内容で協議したが、特段の反対意見はなかった。

項目	内容
① 算定方式	三方式(所得割、被保険者均等割、世帯別平等割)
② 応能割・応益割の割合	$\beta : 1$ ※ $\beta = \text{本県の被保険者1人当たりの所得額} / \text{全国平均の同所得額}$
③ 均等割・平等割の割合	0.7 : 0.3

※現行の医療分等と同様の算定方法

以上のことから、上記内容のとおり、国民健康保険事業費納付金の徵収に関する条例の改正を行うこととしたい【条例改正時期：令和8年4月施行】